

# 行政評価への意見に対する検討結果をお知らせします

行政評価の総論的な市民意見(概要)		市の回答・検討結果(要約)
行政評価制度への意見・要望	担当部署や関連する一部外部団体等の立場だけでなく、別の立場からの評価も取り入れてほしい。 評価結果に対して講じた予算や政策等を市民が理解しやすい形で示してほしい。	本市においては、これまで実施した庁内評価の結果を市民意見と併せて行財政改革推進委員会に諮りました。この委員会は学識経験者等と公募市民の計8人の外部の方から構成され、本市の行財政改革を推進するための委員会です。 18年度行政評価についても、この委員会で、第三者的な客観的視点から行政評価全体について評価し、提言をいただいています。 評価結果の19年度予算への反映については、年度末に市のホームページ等において公表します。また、今後、総合計画の見直し等の中で、評価結果に対する市の対応も公表していく予定です。
市のサービス水準を26市の平均水準と比較することへの批判	・できる限り高い水準を目指すのが本来のあり方である。市民ニーズに応え、限られた財源の優先配分を考えるべきであり、それができないならば、少なくとも現行水準を維持すべきである。 ・26市の平均にこだわらずにニーズに応えてほしい。	本市においては、市財政の健全化、新規事業および事業の再構築の財源を確保するために、26市の平均水準と比較し、市のサービス水準を定めていきたいと考えています。これについては、近年の地方財政を取り巻く環境や少子高齢化などの社会状況等を踏まえると、従来の行政水準をそのまま維持し、時代環境の変化に対応した施策を打ち立てていくことが困難な面もあります。そのため、市の事業水準を把握するうえで26市の平均水準との比較が必要であり、単純に市のサービス水準を26市の平均水準にするのではなく、今後、市民ニーズ等も踏まえ、比較を通じて適正な水準に定めていきたいと考えています。
受益者負担導入への賛否	・受益者負担の増額や補助金の減額には反対である。 ・サービスの低下や負担の増加ではなく、サービスの向上を目指して取り組むべきである。 受益者負担の導入にあたっては、低所得者や高齢者への配慮等、慎重にお願いしたい。 ・ゴミの収集など市民のモラルが問われるものについては賛成である。 ・利益の享受が限定的な場合は、公平性の観点から一定の負担も考慮していく必要がある。 市民の間には補助や支援を受けて当然という風潮があるが、基本は自己責任、受益者負担である。	市が提供する公共サービスは、市民生活に必須でありながら市場原理によっては提供されにくいもの(道路や公園等)から、特定の市民のみが利益を享受し、民間においても類似のサービスを提供しているもの(施設利用等)まで多岐にわたっています。これらのサービスの中で、特定の市民のみに提供されるものについては、公的負担で事業費すべてを賄うのは、公平性の観点からみて妥当とは言えません。しかし、一方で、低所得者等への配慮を行うべきとの市民の皆様からのご意見をいただいております。本市においても、今後、その点と公平性・受益負担とのバランスを考慮しながら、適正な受益者負担の導入を検討していきたいと考えています。
費用対効果への批判	費用対効果には馴染まない事業がある。	費用対効果については、全ての事業において、評価を実施するにあたり、唯一絶対的な視点とは考えておりません。しかし、事業の効率的・効果的な運用をみるための1つの視点として、捉える必要があると考えています。
市政運営全般への意見	三位一体の改革による市財政が圧迫はわかるが、自治法上の福祉の向上を図るという目的から、弱者への配慮をしながら検討すべきである。	今後の市政運営については、行政評価の結果、市民意見、行財政推進委員会意見等を踏まえて、市財政の健全化を進めながら、市民福祉の向上を目指した取組を実施していきます。

18年度の行政評価の結果については、10月5日に市民説明会を開催し、10月7日からホームページに掲載しました。また、10月10日〜20日まで、市民意見の募集を実施し、11人の方からご意見・ご要望等をいただきました。これらについては、庁内の評価結果と併せて、公募市民および学識経験者等から構成される行財政改革推進委員会に諮り、審議をしていただき、行政評価全体に対しての提言をいただきました。

市報には、行政評価の総論的な意見(概要)とそれに対する市の回答・検討結果(要約)を掲載します。個別事業への意見も含めた市民意見全般への市の回答・検討結果および行財政改革推進委員会の提言書については、両庁舎1階の情報公開コーナーおよび市のホームページをご覧ください。

今後は、市民意見や行財政改革推進委員会の提言内容を十分に把握・検討し、予算に反映する予定で、これについては、別途お知らせします。

企画課(☎内線1102)

## お詫びと訂正

11月1日号の2面右下囲み「行財政改革の成果についてお知らせします」の未利用地の処分数「6物件」は、「5物件」の誤りでした。お詫びして訂正します。 企画課(☎内線1111)

## 教育委員会の日程

とき 12月26日(火)午後2時  
ところ 防災センター6階  
議題 行政報告ほか  
傍聴人数 10人  
教育庶務課(☎内線2612)



## 市議会からのお願い

議員は、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼)のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。  
実費が伴う行事や会費が必要とされる催しを、案内いただく際には、会費を明示してご通知くださいますようお願い申し上げます。  
議会事務局(☎内線1715)

## 西東京市議会議員選挙

投票日は12月24日(日)午前7時〜午後8時  
投票当日、仕事・旅行等で投票できない方は、期日前、不在者投票ができます。  
期間・時間 12月18日(月)〜23日(土)  
午前8時30分〜午後8時  
場所 田無庁舎 保谷東分庁舎  
選挙管理委員会事務局(☎内線2811)

確定申告にあたって  
高齢者の障害者控除の取り扱いについて

市内在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。

この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。すでに身体障害者手帳または愛の手帳を持っている方は、必要はありません。

障害者控除対象者 身体障害者3級から6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方  
特別障害者控除対象者 身体障害者1級または2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者(6か月程度以上常に臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態の方)  
介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(診断書)を添えてください。調査のうえ、後日発行します。

平成19年1月4日から両庁舎の高齢者支援課窓口で申請してください。認定書発行までに2週間程かかります。申告書の提出期限を考慮してお早めに申請してください。

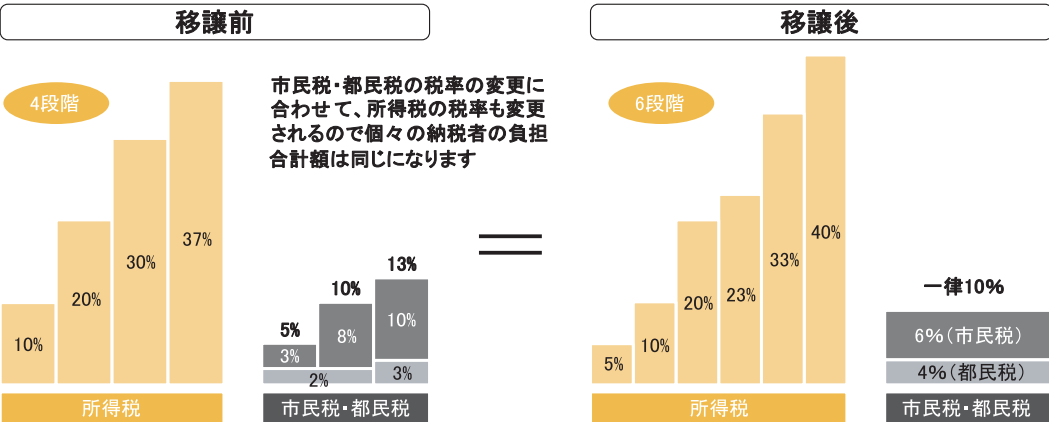
高齢者支援課高齢者サービス係(☎内線2334)

## 変わります! あなたの市民税・都民税

Q どう変わるの?  
A 市民税・都民税所得割の税率が10割に統一されます。  
市民税・都民税所得割の税率は昨年度まで金額により3段階に分かれていました。これを19年度から所得の多い少ないに関わらず一律10割に変わることになりました。これを具体的に市民税・都民税については最低税率が5割から10割に引き上げ、最高税率が13割から10割に引き下がり、所得税は逆に最低税率が10割から5割に引き下げ、最高税率が37割から40割に引き上げとなります。この結果、市民税・都民税が5割で課税されていた方は10割になり、単純計算で税額が倍になります。その代わりに、その年の所得税が減額されますので、所得税と市民税・都民税を合わせた額での負担は変わりません。

ただし、定率控除の廃止等税額の変更以外の要因により昨年度と比較して実際の負担額は増減します。また、市民税・都民税と所得税間の、基礎控除・扶養控除等の人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

市民税課(☎内線1321〜1328)



### 独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

### 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年分市民税・都民税から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。